

株主の皆様へ

神戸市中央区港島三丁目6番地1
兵機海運株式会社
代表取締役社長 大東 洋治

第74回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 10階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第74期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

-
- * 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会に出席いただくことが可能です。ただし、代理人は、株主ご本人の議決権行使書用紙及び委任状を会場受付にご提出くださるようお願い申し上げます。
- * 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hyoki.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかに景気回復のペースを辿るものの、内外需の伸びは弱く、総じて回復の実感には乏しいものとなりました。

当期の後半に入り、米国や中国の景気回復の波及による海外景気の浮上が見られたことや、円安による企業の収益増や公共事業投資などの効果もあり、比較的安定した推移を見ることができました。

このような状況下におきまして、当社グループは「安全・迅速・信頼」をモットーに、より「堅実な兵機」との信頼を得るべく事業展開を進めてまいりました。

外航事業では、安定した集荷営業と運航効率化が大きく寄与し、前年度に続き業績の改善を果たすことができました。

内航事業では、太宗貨物である鉄鋼輸送に伸びが見られず苦戦を余儀なくされました。しかしながら、船舶燃料油コストが安定価格で推移したこともあり、収益の安定化に繋がりました。

港運・倉庫事業では、内需に力強さが見られないなか、中国の景気停滞、さらには、為替の変動もあって、輸出入貨物減少という厳しい展開で推移いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の実績は、次のとおりとなりました。

前年度に比べ、取扱輸送量を5.7%落とし、売上高12,471百万円（前期比326百万円減 97.4%）と減収になりました。

一方で、コスト軽減などで改善を図り、経常利益196百万円（前期比18百万円増 110.7%）となり、親会社株主に帰属する当期純利益も153百万円（前期比39百万円増 135.0%）と増益になりました。

(事業の成果)

取扱輸送量	3,450千屯	前期比	208千屯	減	(94.3%)
売上高	12,471百万円	前期比	326百万円	減	(97.4%)
営業利益	194百万円	前期比	11百万円	増	(106.1%)
経常利益	196百万円	前期比	18百万円	増	(110.7%)
親会社株主に帰属する 当期純利益	153百万円	前期比	39百万円	増	(135.0%)

■内航事業

期初より太宗貨物である鉄鋼の輸送に低迷が見られましたが、第3四半期に在庫調整が進んだこともあり、一定の業績回復に繋がりました。また、船舶燃料油の価格推移が安定していたこともあり、コスト面からの下支え効果がありました。

結果としまして、取扱輸送量は減少したものの、売上高5,901百万円（前期比166百万円増 102.9%）と増収になりました。また、燃料コスト軽減の一方で傭船料増加もあり、営業利益は140百万円（前期比9百万円増 107.3%）の増益に留まりました。

■外航事業

ロシア航路と台湾航路の2軸による安定した運航体制と燃料価格の安定推移が業績の下支えに寄与しました。また、対ロシア集荷営業やプロジェクト案件による取扱いの増加、傭船形態変更によるコスト軽減化を図ってまいりました。

結果としまして、取扱輸送量の増加とともに売上高も1,365百万円（前期比66百万円増105.1%）と増収を見ました。また、コスト増加を抑制できましたので、営業利益は35百万円（前期実績5百万円）と2期連続で増益を見ることができました。

■港運事業

農産品や食品類の取扱いに底堅いものが見られましたが、中国の景気低迷を受け、雑貨品をはじめとして総体的に輸入取扱いに大きな減衰がありました。また円高傾向を受け、機械類の輸出取扱いも厳しい展開で推移しました。

結果としまして、取扱量の減少により売上高も4,028百万円（前期比512百万円減 88.7%）と減収になりました。一方で、コスト削減による改善を目指しましたが、営業利益は55百万円（前期比0百万円減 98.3%）と減益になりました。

■倉庫事業

摩耶倉庫・姫路倉庫にあっては、厳しい中にも底堅い展開が見られました。しかしながら、神戸・大阪の両物流センターでは港運事業の低迷を受け、厳しい展開を余儀なくされました。

結果としまして、貨物取扱量は前期比較76.5%と大きく減衰し、売上高も1,175百万円（前期比46百万円減 96.2%）と減収になりました。また、老朽設備の修繕や管理費増加もあり、営業損失38百万円（前期は10百万円の営業損失）となりました。

■事業別実績

事業区分	取扱量	売上高	営業損益
内航事業	1,880千屯	5,901百万円	140百万円
外航事業	343千屯	1,365百万円	35百万円
港運事業	1,094千屯	4,028百万円	55百万円
倉庫事業	131千屯	1,175百万円	△38百万円
その他事業	—	0百万円	0百万円
合計	3,450千屯	12,471百万円	194百万円

(2) 対処すべき課題

次期の経営環境の見通しにつきましては、当面の景気は緩やかな回復傾向にあると思われまふ。しかし世界レベルで俯瞰しますと、国家間の均衡概念が塗り替えられようとするなか、安定通貨としての円高傾向が過度に進行し、景気の回復力が減衰することも考えられます。また、内需の脆弱さやデフレへの懸念が払拭しきれないなど、本格的な景気回復には不透明感が拭えないものと考えております。

当社グループを取り巻く物流一般の環境にありましては、実輸送労働力の慢性的不足や燃料油価格が底値から反転期に入るなど、輸送コストの押し上げと価格への転嫁交渉が厳しくなるものと考えられます。

そのような状況下、海運事業にありましては、運航効率と安全輸送の両立を果たすべく、非効率船の選別を進め、支配船の新鋭化を図ってまいります。また、関連会社を通じて船舶管理・船員派遣のサービスの拡充化を進めてまいります。

港運・倉庫事業にありましては、今秋に予定される税関申告官署自由化等の大きな規制緩和を控え、事業者間シェア競争による利益率低下も想定されます。これらリスクに備えるため、提案型の営業強化と港湾基盤に縛られることのない営業体を目指してまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は30百万円で、その主なものは、倉庫事業の設備強化として垂直搬送機13百万円、作業用フォークリフト12百万円であります。なお、これらに必要な資金は、主に自己資金でまかなっております。

(4) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年6月23日開催の第73回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

(5) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 71 期 平成26年3月期	第 72 期 平成27年3月期	第 73 期 平成28年3月期	第 74 期 (当連結会計年度) 平成29年3月期
売 上 高	13,987	13,822	12,797	12,471
営 業 利 益	210	316	182	194
経 常 利 益	150	268	177	196
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は当期純損失(△)	△63	116	113	153
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△5円34銭	9円82銭	9円61銭	12円97銭
総 資 産	12,695	11,836	11,065	10,344
純 資 産	1,675	1,803	1,748	1,996
1株当たり純資産額	141円52銭	152円37銭	147円75銭	168円77銭

(注) 表中の△は損失を示します。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名 (所 在 地)	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
I. S. LINES S. A. (パナマ共和国)	10,000米ドル	100.0%	外航船舶の所有
K. S. LINES S. A. (パナマ共和国)	10,000米ドル	100.0%	外航船舶の所有
K. S. MAYA LINES S. A. (パナマ共和国)	10,000米ドル	100.0%	外航船舶の所有

(7) 主要な事業内容

内航海運業、外航海運業、港湾運送業並びに港湾運送関連事業、倉庫業、通関業、貨物利用運送業、輸出入貨物取扱業、国際複合輸送業

(8) 主要な営業所と従業員の状況

区 分	内航事業	外航事業	港運事業	倉庫事業	その他／管理
本社（*1）					20
本社営業部（*1）			38		
倉庫部（*1）				50	
内航海運部（*2）	17				
東京支店（東京都中央区）			7		
大阪支店（大阪市住之江区）			26	6	
姫路支店（姫路市飾磨区）	33		4	14	
中国支店（岡山県倉敷市）			5		
外航部（*3）		6			
合 計	50名	6名	80名	70名	20名
	226名 <4名減> 平均年齢42.2歳 平均勤続年数13.4年				

- (注) 1. *1印は神戸市中央区港島の神戸物流センター内に所在しております。なお、倉庫部は神戸物流センター内と神戸市灘区の事業所からなりますが、新たに平成29年4月1日付で、大阪物流センターが加わり、各事業所に所在しております。
2. *2印の内航海運部は地区別の事業部からなり、本社・姫路・中国・東京の各事業所に所在しております。
3. *3印の外航部は、それぞれ大阪市北区（運航）と東京支店（営業）の事業所に所在しております。
4. 従業員数は、就業人員であり、パート及び出向社員数は除いております。
5. 合計欄<>内は前連結会計年度末比較を表します。

(9) 主要な借入先

借 入 先	当連結会計年度末現在の借入額
財団法人民間都市開発推進機構	948百万円
株式会社みなと銀行	934
株式会社三井住友銀行	874
株式会社りそな銀行	796

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

① 株式数と株主数（平成29年3月31日現在）

発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
40,000,000株	12,240,000株 (自己株式370,175株を含む)	1,071名 (前期比131名増)

② 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
共栄火災海上保険株式会社	1,170千株	9.85%
株式会社みなと銀行	580千株	4.88%
ふたば会（取引先持株会）	540千株	4.55%
桧垣千寿子	538千株	4.53%
株式会社三井住友銀行	402千株	3.38%
永田光春	352千株	2.96%
加藤清行	318千株	2.67%
株式会社りそな銀行	300千株	2.52%
兵機海運株式会社従業員持株会	198千株	1.67%
虹技株式会社	150千株	1.26%

- (注) 1. 当社は自己株式として370,175株を保有しておりますが、表記はしていません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (平成29年 3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大東 洋治	兵庫海運組合理事長
代表取締役専務	平井 清隆	営業本部長 安全統括担当
常務取締役	大石 修	大阪支店長 港運・倉庫事業担当 AEO総括管理責任者
常務取締役	佐藤 清	内航事業担当 七洋船舶管理(株)代表取締役
常務取締役	橋田 光夫	外航部長
取締役	田中 康博	財務管理本部長 財務部長
取締役	安積 拓也	管理部長
取締役 (監査等委員・常勤)	松本 利晴	
社外取締役 (監査等委員)	加納 諄一	
社外取締役 (監査等委員)	五島 大亮	神戸市議員 五島公認会計士事務所代表 公認会計士
社外取締役 (監査等委員)	赤木 潤子	赤木海事総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 当社は、平成28年6月23日開催の第73回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役加納諄一氏及び監査役五島大亮氏の任期が満了し、それぞれ取締役(監査等委員)に就任しております。
2. 取締役(監査等委員)加納諄一氏、取締役(監査等委員)五島大亮氏及び取締役(監査等委員)赤木潤子氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)五島大亮氏は公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために松本利晴氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役(監査等委員)加納諄一氏、取締役(監査等委員)五島大亮氏及び取締役(監査等委員)赤木潤子氏の3名を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 事業年度中の役員の変動等

日 付	氏 名	(新)	(旧)
平成28年 6月23日	兼光徳治	<退任>	常勤監査役
平成28年 6月23日	平井清隆	代表取締役専務 営業本部長 安全統括担当	専務取締役 営業本部長 安全統括担当
平成28年 6月23日	大石 修	常務取締役 大阪支店長 港運・倉庫事業担当 AEO総括管理責任者	常務取締役 大阪支店長 港運・倉庫事業担当
平成28年 6月23日	松本利晴	取締役(監査等委員・常勤)	取締役 AEO総括管理責任者
平成28年 6月23日	加納諄一	社外取締役(監査等委員)	社外監査役

日付	氏名	(新)	(旧)
平成28年 6月23日	五島大亮	社外取締役(監査等委員) 神戸市会議員 五島公認会計士事務所代表 公認会計士 みなと神戸税理士法人代表社員 税理士	社外監査役 神戸市会議員 五島公認会計士事務所代表 公認会計士 みなと神戸税理士法人代表社員 税理士
平成28年 6月23日	赤木潤子	社外取締役(監査等委員) 神戸ブルースカイ法律事務所 弁護士	社外監査役 神戸ブルースカイ法律事務所 弁護士
平成28年 6月30日	五島大亮	社外取締役(監査等委員) 神戸市会議員 五島公認会計士事務所代表 公認会計士	社外取締役(監査等委員) 神戸市会議員 五島公認会計士事務所代表 公認会計士 みなと神戸税理士法人代表社員 税理士
平成28年 10月3日	赤木潤子	社外取締役(監査等委員) 赤木海事綜合法律事務所 弁護士	社外取締役(監査等委員) 神戸ブルースカイ法律事務所 弁護士

7. 事業年度末日後の役員の変動等

日付	氏名	(新)	(旧)
平成29年 4月1日	佐藤 清	常務取締役 内航事業担当 姫路支店管掌 東京支店管掌 七洋船舶管理(株)代表取締役	常務取締役 内航事業担当 姫路支店管掌 七洋船舶管理(株)代表取締役
平成29年 4月1日	橋田光夫	常務取締役 外航部長	常務取締役 外航部長 東京支店管掌

8. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(監査等委員・常勤)松本利晴並びに取締役(監査等委員)加納諄一氏、取締役(監査等委員)五島大亮氏及び取締役(監査等委員)赤木潤子氏は、定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	対象人員	報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く) (うち、社外取締役)	9名 (1)	81百万円 (0)
取締役(監査等委員) (うち、社外取締役)	4 (3)	10 (4)
監査役 (うち、社外監査役)	3 (2)	2 (0)
合計 (うち、社外役員)	16 (6)	93 (5)

(注) 1. 上記には、平成28年6月23日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含めております。なお、当社は、平成28年6月23日に監査役会設置会社から監査等

委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 役員退職慰労金制度廃止に伴う退任時打ち切り支給決議（平成17年6月28日開催の第62回定時株主総会決議）に係る役員に対し、当事業年度末現在で取締役2名分11百万円が未支給となっております。
4. 支給人員につきましては、延べ人数を記載しておりますが、実際の支給対象者は、12名（うち社外役員3名）であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

取締役(監査等委員)五島大亮氏は、五島公認会計士事務所代表を兼ねております。当社と同事務所との間に取引等の関係はありません。

取締役(監査等委員)赤木潤子氏は、赤木海事綜合法律事務所の所属弁護士であります。当社と同事務所との間における取引額は僅少であり、当社は、取締役(監査等委員)赤木潤子氏以外の弁護士により、必要に応じて法律上のアドバイスを受けております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役(監査等委員)加納諄一氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会に、社外監査役並びに監査等委員として出席し、企業統治に関する総合的な識見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された全ての監査役会並びに監査等委員会に出席し、監査結果についての意見交換、取締役会議案の事前審査等に必要な発言を行っております。
- ・ 取締役(監査等委員)五島大亮氏は、当事業年度中に開催された取締役会に、社外監査役並びに監査等委員として8割以上出席し、公認会計士・税理士としての専門的な識見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査役会並びに監査等委員会に8割以上出席し、監査結果についての意見交換、当社の管理会計の方針等に必要な発言を行っております。
- ・ 取締役(監査等委員)赤木潤子氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会に、社外取締役並びに監査等委員会として出席し、弁護士として専門的な識見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された全ての監査等委員会に出席し、監査結果についての意見交換、取締役会議案の違法性等に必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称及び報酬等の額

会計監査人の名称：あけぼの監査法人	
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

② 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、本体制に関連し、コーポレートガバナンス全般を企業の外的側面から歪めるものとして、反社会的勢力の存在を警戒認識し、同勢力に対する監視、非接触及び排除を図っております。

なお、当社は平成28年6月23日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、平成28年6月23日及び平成29年4月28日の取締役会において、「内部統制システム基本方針」を改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、企業としての意思決定の透明性や公正性を高めるための基本指針としてこの継続的な向上を図る。

役員、社員が日常の業務を遂行するにあたって守るべき行動基準「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たし、関係法令を遵守した行動を実

- 践する。また、その徹底を図るため、内部監査室をコンプライアンスの統括部署と定め、同部署を中心にコンプライアンス教育を行う。
- 不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員(会)に入るシステムとして「内部通報規程」を設け、相互牽制の強化を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」により保存・管理する。
 - 取締役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- リスクを全社的視点で、合理的かつ最適な方法で管理してリターンを最大化するために「リスク管理規程」を制定し、リスク情報の集約や全社的な管理体制を構築するために「リスク管理委員会」を設置し、リスクについては、各部門で潜在的リスクも含めて定例的に洗替を実施する。
 - さらに、高度な危機管理としての「経営危機管理規程」を制定し、当社グループの経営に重大な影響を与える不測の事態に、必要な初期対応を迅速に行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 各種の専門的な経営課題については必要に応じて担当取締役が主導する会合等をもってこれを検討し、月例の取締役会での審議を効率的にすすめるボトムアップの役目を果たす一方、期間ごとに開催される支店長会議では、各店からの課題解決の方向性を定めた上で、期間単位で着実にこの進捗を評価、指導していくトップダウンの役目が融合し、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 - 「職務分掌規程」、「職務権限規程」により職責の明確化と内部牽制が機能する体制を整備する。
 - 「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、重要な判断事項では、上程、事前審査、裁決と、3段階の検討機関を経ることにより、より重点的効率的な職務執行を可能とする。
- ⑤ 当会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- 当社は海外事業の一環としてタイの現地法人を実質支配するとともに、外航事業として、海外仕組み船子会社（パナマ）等を有している。
 - 実質支配をする法人の役職員の職務管理やリスク管理にあっては、当社の役員又は社員を現地に駐在派遣させ、直接的間接的に管理指導させることにより、当社支店組織と同等レベルの精度をもって報告と問題点が取締役会に上がる仕組みを構築し、グループの一体管理を実践している。
 - 海外仕組み船子会社の業務は当社の内部統制の管理下において当社役職員が直接執行しており、業務の適正性・グループ一体管理を実践している。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき者に関する事項（その者の独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）
- 監査等委員会は、内部監査室の職員に監査等業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員はこれに関し、監査等委員会以外の取締役から何ら指示を受けない立場で遂

行しなければならない。

- 取締役もまた監査等業務の遂行に違背する行為をしない旨を「取締役会宣言」において定め、社内常時開示をもってこの実効性を確保する。
 - 監査等委員会は、適切な職務遂行のため監査等の環境の整備に努め、かつ取締役会は、監査等委員会の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意する。
 - 「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、監査等委員会に対し、能動的に情報を提示し説明することを可能とする。
- ⑦ 当社の役職員、若しくは子会社の役職員らから報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制（当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む）
- 監査等委員会は、取締役会のもとより、支店長会議への参加により重要事項の報告を受ける他、自らも意見を陳述し積極的に各種情報の収集に努める。
 - 監査等委員会は、リスク管理委員会と情報を共有することにより、各種リスクの発生、対応、進捗状況等について直接・間接的に重要事項にアクセスするように努める。
 - 「内部通報規程」及び「取締役会宣言」を制定し、グループ全体でこれを適用することで、不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員会に入るシステムとし、当社グループの役職員が当該通報をしたことを理由に不利な取り扱いを禁止している。
- ⑧ 監査等委員の本来的職務の執行について生ずる費用等又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会からその業務に係る経費の請求等があった場合は、担当部署において精査の上、その支払いが不相当である場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- グループ全体を会社の支店組織と同等レベルの精度をもって管理することで、グループ全体から監査等委員会への通報の体制のルートが明確となり、必要な報告が適時に監査等委員会に報告される体制を構築する。
 - これを「取締役会宣言」で社内担保することで、監査等委員会の監査等の業務の実効性をより高める。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

□コンプライアンス委員会の責任者である代表取締役社長はコンプライアンス委員会の運営に際し、当事業年度も期初に各部署等の責任者を任命しました。コンプライアンス委員会を随時開催し、内部統制監査報告等をはじめとする重点報告事項に関し、情報共有を行いました。また、インサイダー取引防止啓発や社内研修制度の立案等を行いました。さらに、事業部内で担当者によりコンプライアンスに関する研修を全社的に行いました。一方、法令・定款違反行為、各種ハラスメント等コンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報規程」を定め、その通報先窓口を監査等委員会として、「取締役会宣言」で担保することにより、情報提供者の保護に十分に配慮しております。なお、当事業年度における内部通報の実績はございませんでした。

② リスク管理体制の強化

□リスク管理委員会の責任者としての担当取締役は、リスク管理委員会の運営に際し、当事業年度も期初に各部署等の責任者を任命しました。「リスク管理規程」「リスク管理委員会運営要領」の運営指針によりリスク管理委員会を随時開催し、当事業年度はリスクアセスメント手法を新たに取り入れ、全社的にリスクの洗い出し、優先度の数値化、対応策の決定及び実行を行いました。また、当事業年度もより能動的な行動がとれるよう、リスク現場に近い実務担当者（副委員）組織を構成し、実践的なリスク管理行動を進めてまいりました。

③ 業務執行の適正性や効率性の向上

□常務連絡会を適宜開催し、各担当事業の計画達成状況及び経営課題等の把握や確認を行いました。また、月例取締役会に先立ち業務執行役員による会議を適宜に開催し、議案や対処すべき事項の事前確認等を行い、意思決定の迅速化・効率化を図っております。さらに、実務責任者が参加する支店長会議におきましては、各事業所の方向性や課題を実務責任者よりボトムアップするとともに、期間単位での進捗状況の評価・指導は取締役会よりトップダウンを行い、業務執行の適正性を向上させました。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

□海外事業の一環として実質支配するタイ現地法人並びに外航事業としてのパナマ船子会社に関しましては、その業務遂行にあたりまして、取締役会で経営状況を常時把握し、グループ全体の企業価値の向上に努めております。また、「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」等、当社内部統制と整合性をもった管理下のもと、法令を遵守しつつ業務の適正性を確保しております。

⑤ 監査等委員会の職務執行が実効的に行われることの確保等

□監査等委員会は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員3名及び常勤の監査等委員を含む取締役4名で構成しております。各監査等委員は稟議書等の重要案件の常時の閲覧及び重要会議に出席をできる環境にあり、監査、監督の実効性の向上を図っております。また、内部統制監査に際して、内部監査室と連携を図り、常勤の監査等委員及び必要に応じて社外の監査等委員が実査に同行し、監査実務の実効性を高める施策を講じました。

(注) なお、当社は、平成28年6月23日開催の第73回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行しております。監査等委員会設置会社移行前の「監査役職務の執行について」は次のとおりです。監査役会は、監査方針、業務の分担などの策定を行うとともに、その方針及び分担に基づき行われた監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行いました。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、当社の業務執行状況に関する情報を収集するとともに、内部監査室から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受け、必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役、業務執行部門に対して報告を求めました。また、随時、会計監査人とも連携を図りながら、取締役の職務執行の状況を監査しました。当社は、監査役職務を補助するため内部監査室の職員がその任にあたり、監査実務の実効性を高める施策を講じました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、グループの業績及び今後の事業展開を勘案した安定配当を基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	3,331	流動負債	4,930
現金及び預金	1,558	支払手形	238
受取手形及び売掛金	1,517	買掛金	882
短期貸付金	53	短期借入金	3,646
貯蔵品	27	リース債務	5
前払費用	31	未払法人税等	20
繰延税金資産	14	未払消費税等	21
その他	146	賞与引当金	3
貸倒引当金	△16	その他	111
固定資産	7,012	固定負債	3,416
(有形固定資産)	(5,506)	長期借入金	2,943
建物・建物付属設備	2,350	退職給付に係る負債	355
船舶	1,524	未払役員退職慰労金	11
土地	1,533	船舶修繕引当金	55
リース資産	2	デリバティブ債務	50
その他	95	負債合計	8,347
(無形固定資産)	(135)	純 資 産 の 部	
借地権	119	株主資本	1,721
リース資産	3	資本金	612
その他	12	資本剰余金	33
(投資その他の資産)	(1,370)	利益剰余金	1,168
投資有価証券	1,196	自己株式	△92
長期貸付金	115	その他の包括利益累計額	275
長期前払費用	1	その他有価証券評価差額金	301
繰延税金資産	24	繰延ヘッジ損益	△26
その他	62	純資産合計	1,996
貸倒引当金	△28	負債及び純資産合計	10,344
資産合計	10,344		

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		12,471
売上原価		10,621
売上総利益		1,849
販売費及び一般管理費		1,655
営業利益		194
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	21	
持分法による投資利益	14	
受取出向料	11	
その他	26	79
営業外費用		
支払利息	71	
その他	5	77
経常利益		196
特別利益		
投資有価証券売却益	31	
船舶修繕引当金戻入額	10	41
特別損失		
デリバティブ評価損	13	
貸倒引当金繰入額	7	
その他	1	22
税金等調整前当期純利益		215
法人税、住民税及び事業税	23	
法人税等調整額	38	61
当期純利益		153
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		153

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年4月1日期首残高	612	33	1,074	△92	1,627
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△59		△59
親会社株主に帰属する 当期純利益			153		153
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	94	△0	93
平成29年3月31日期末残高	612	33	1,168	△92	1,721

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	その他の包括利益 累計額合計	
平成28年4月1日期首残高	173	△52	121	1,748
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△59
親会社株主に帰属する 当期純利益				153
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	127	26	154	154
連結会計年度中の変動額合計	127	26	154	248
平成29年3月31日期末残高	301	△26	275	1,996

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 (3社)
- ・主要な連結子会社の名称
「I. S. LINES S. A.」 「K. S. LINES S. A.」 「K. S. MAYA LINES S. A.」

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 (2社)
- ・主要な非連結子会社の名称
「HYOKI MARINE LOGISTICS MYANMAR CO., LTD.」
「HYOKI SHIPPING AND TRADING (THAILAND) CO., LTD.」
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 (1社)
- ・主要な会社等の名称 「株式会社吉美」

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・持分法を適用していない関連会社数 (1社)
- ・主要な会社等の名称 「七洋船舶管理株式会社」
- ・持分法を適用しない理由
七洋船舶管理株式会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

- ・すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. たな卸資産

- ・貯蔵品(内航船) 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・貯蔵品(外航船) 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ロ. 有価証券(その他有価証券)

- ・時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による算定)

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ハ. デリバティブ

時価法

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
・建物	1,785百万円
・船舶	444百万円
・土地	1,526百万円
・投資有価証券	541百万円
計	4,298百万円

担保に係る債務	
・短期借入金	1,895百万円
・長期借入金	2,355百万円
計	4,251百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,450百万円 (内 減損損失累計額 227百万円)

(3) 保証債務

他社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

・英幸海運有限会社	570百万円
・新正海運有限会社	472百万円
・誠進海運有限会社	248百万円
・栄隆汽船有限会社	164百万円

計 1,456百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数並びに自己株式の数に関する事項

○区分 ・株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
①発行済株式の総数 ・普通株式	12,240,000株	－株	－株	12,240,000株
②自己株式の数 ・普通株式	406,396株	1,502株	－株	407,898株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り1,502株によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	一株当たり の配当金	基準日	効力 発生日
平成28年6月23日 第73回定時株主総会	普通株式	利益剰余金	59百万円	5円	平成28年 3月31日	平成28年 6月24日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	一株当たりの配当金	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 第74回定時株主総会	普通株式	利益剰余金	59百万円	5円	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、海運事業・倉庫事業を行うための設備計画に照らして、銀行借入により資金調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び未収運賃は、顧客の信用リスクに晒されています。また、一部の営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されています。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。また、一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、設備資金に係る借入金の過半には財務制限条項を約定しております。また、このうち変動金利での借入分は金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前記1.「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」(4)「会計方針に関する事項」⑦「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い営業債権について取引先ごとに与信限度額を決め、管理部が取引先の状況の定期的なモニタリングを実施しております。その中で回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用してしております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引の取扱要領により、その取引と管理を行っております。残高照合等は四半期決算ごとに実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
①現金及び預金	1,558百万円	1,558百万円	—
②受取手形及び売掛金	1,517百万円	1,517百万円	—
③短期貸付金	15百万円	15百万円	—
④投資有価証券	935百万円	935百万円	—
⑤長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	153百万円	158百万円	4百万円
⑥支払手形及び買掛金	(1,121)百万円	(1,121)百万円	—
⑦短期借入金	(2,100)百万円	(2,100)百万円	—
⑧長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(4,490)百万円	(4,677)百万円	186百万円

備考：表中で負債に計上されている金額については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他の有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得価額との差額は以下のとおりです。

区 分	種 類	取 得 原 価	連結貸借対照表 計 上 額	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	405百万円	855百万円	449百万円
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	96百万円	80百万円	△16百万円
合 計		502百万円	935百万円	433百万円

⑤長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りに貸付実行金利から算出したスプレッドを加算したものを割引率として現在価値に割戻しております。

⑥支払手形及び買掛金、⑦短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑧長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（注）2. 「デリバティブ取引に関する事項」をご参照ください。）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっております。

(注) 2. デリバティブ取引に関する事項

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
ヘッジ会計が適用されているもの	37	37	—

備考：デリバティブ取引によって生じた正味の債務を表示しております。

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額時価及び時価算出方法は、次のとおりであります。

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	当該時価の 算出方法
			うち 1年超		
市場取引	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	290	—	△13	取引先金融 機関から提 示された価 格等によっ ている。

②ヘッジ会計が適用されているもの

金利関連（時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。）ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額時価及び時価算出方法は、次のとおりであります。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金を一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金時価に含めて記載しております。

（前記（注）1. 「金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項」⑧「長期借入金」をご参照ください。）

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	当該時価の 算出方法
				うち 1年超		
原則的 処理方法	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	798	697	△37	取引先金融 機関から提 示された価 格等によっ ている。
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	70	40	△1	
合 計			868	737	△38	

(注) 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

・区分：非上場株式	・連結貸借対照表計上額：260百万円
-----------	--------------------

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「5. (2) 表中区分 ④投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	168円77銭
(2) 1株当たり当期純利益	12円97銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

連結計算書類の記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,352	流 動 負 債	4,925
現金及び預金	1,557	支払手形	238
受取手形	37	買掛金	877
売掛金	1,479	短期借入金	3,646
短期貸付金	95	リース債務	5
貯蔵品	27	未払金	47
前払費用	11	未払法人税等	20
繰延税金資産	14	未払消費税等	21
その他	146	預り金	62
貸倒引当金	△16	賞与引当金	3
固 定 資 産	7,250	固 定 負 債	3,380
(有形固定資産)	(4,620)	長期借入金	2,943
建物・建物付属設備	2,350	退職給付引当金	355
構築物	21	未払役員退職慰労金	11
機械及び装置	36	船舶修繕引当金	19
船舶	637	デリバティブ債務	50
車輜運搬具	18		
器具・備品	18	負 債 合 計	8,306
土地	1,533	純 資 産 の 部	
リース資産	2	株 主 資 本	2,021
(無形固定資産)	(135)	資本金	612
借地権	119	資本剰余金	33
電話加入権	9	資本準備金	33
施設利用権	0	利 益 剰 余 金	1,461
リース資産	3	利益準備金	153
ソフトウェア	2	その他利益剰余金	1,308
(投資その他の資産)	(2,494)	別途積立金	600
投資有価証券	967	繰越利益剰余金	708
関係会社株式	26	自 己 株 式	△85
長期貸付金	1,441	評価・換算差額等	275
長期保証金	21	その他有価証券評価差額金	301
繰延税金資産	24	繰延ヘッジ損益	△26
その他	42	純 資 産 合 計	2,296
貸倒引当金	△28	負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,602
資 産 合 計	10,602		

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		12,450
売 上 原 価		10,647
売 上 総 利 益		1,802
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,655
営 業 利 益		147
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	40	
受 取 配 当 金	22	
受 取 出 向 料	11	
そ の 他	22	96
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	71	
そ の 他	4	76
経 常 利 益		168
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	31	31
特 別 損 失		
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	13	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7	20
税 引 前 当 期 純 利 益		178
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	23	
法 人 税 等 調 整 額	39	62
当 期 純 利 益		116

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
			別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
平成28年4月1日期首残高	612	33	153	600	650	1,403	△85	1,963	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△59	△59		△59	
当期純利益					116	116		116	
自己株式の取得							△0	△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	57	57	△0	57	
平成29年3月31日期末残高	612	33	153	600	708	1,461	△85	2,021	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 差 額 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年4月1日期首残高	173	△52	120	2,084
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△59
当期純利益				116
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	127	26	154	154
事業年度中の変動額合計	127	26	154	211
平成29年3月31日期末残高	301	△26	275	2,296

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------|--|
| ① 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ③ デリバティブ | 時価法 |
| ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・貯蔵品（内航船） | 最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・貯蔵品（外航船） | 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | |
| ・建物及び船舶の一部 | 定額法 |
| ・その他のもの | 定率法 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | |
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
| ・その他の無形固定資産 | 定額法 |
| ③ リース資産 | |
| ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員（船員）に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。 |
| ④ 船舶修繕引当金 | 船舶安全法の規定に基づく定期検査等の支出に備えて、5年間に必要とするドッグ費用を見積り計上しております。 |

(5) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(消費税等の会計処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
・建物	1,785百万円
・船舶	444百万円
・土地	1,526百万円
・投資有価証券	541百万円
計	4,298百万円

担保に係る債務	
・短期借入金	1,895百万円
・長期借入金	2,355百万円
計	4,251百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,917百万円

(3) 保証債務

他社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

・英幸海運有限公司	570百万円
・新正海運有限公司	472百万円
・誠進海運有限公司	248百万円
・栄隆汽船有限公司	164百万円

計 1,456百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

区分	①短期金銭債権	②長期金銭債権	③短期金銭債務
金額	42百万円	1,326百万円	19百万円

(5) 取締役に対する長期金銭債務

未払役員退職慰労金は、平成17年6月28日開催の第62回定時株主総会において承認可決された取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給に係る債務であります。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

区分	①売上高	②仕入高	③営業取引以外の取引高
取引額	4百万円	660百万円	34百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	368,673株	1,502株	一株	370,175株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り1,502株によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	I. S. LINES S. A.	直接所有 100%	・資金の援助 ・役員の兼任	・傭船料支払 ・資金の貸付 ・利息の受取	173 1 10	— 貸付金 —	— 426 —
子会社	K. S. LINES S. A.	直接所有 100%	・資金の援助 ・役員の兼任	・傭船料支払 ・資金の回収 ・利息の受取	110 60 10	— 貸付金 —	— 399 —
子会社	K. S. MAYA LINES S. A.	直接所有 100%	・資金の援助 ・役員の兼任	・傭船料支払 ・資金の回収 ・利息の受取	157 16 13	— 貸付金 —	— 542 —

(注) 子会社に対する資金の貸付利率については、調達金利を勘案して決定しております。

(2) 当事業年度における重要な関連会社は(株)吉美であり、その要約財務内容は以下のとおりです。

流動資産合計	641百万円	流動負債合計	184百万円
固定資産合計	267百万円	固定負債合計	24百万円
資産合計	908百万円	純資産合計	699百万円
売上高	税引前利益	当期純利益	
1,035百万円	69百万円	44百万円	

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 193円47銭
 (2) 1株当たり当期純利益 9円85銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

計算書類の記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

兵機海運株式会社

取締役会 御中

あけぼの監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	三瓶勝一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	東本浩史	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩子洋介	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兵機海運株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、兵機海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

兵機海運株式会社

取締役会 御中

あけぼの監査法人

指定社員 公認会計士 三瓶 勝一 ①
業務執行社員

指定社員 公認会計士 東本 浩史 ①
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩子 洋介 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兵機海運株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

兵機海運株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 松 本 利 晴 ㊟

監査等委員(社外取締役) 加 納 諄 一 ㊟

監査等委員(社外取締役) 五 島 大 亮 ㊟

監査等委員(社外取締役) 赤 木 潤 子 ㊟

(注1) 監査等委員加納諄一、五島大亮及び赤木潤子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注2) 当社は、平成28年6月23日開催の第73回定時株主総会の決議により、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。平成28年4月1日から平成28年6月23日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会参考書類 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、グループの業績及び今後の事業展開を勘案した安定配当を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、ご安心いただける業績には未だおよびませんが、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、以下の内容とさせていただきたいと存じます。

<期末配当に関する事項>

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は59,349,125円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準を維持することで、当社株式を安定的に保有していただく環境を整えることや中長期的な株価推移等の勘案、また各株主様の議決権数に変更が生じないようにするため、当社株式について10株を1株に株式併合を実施いたします。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、当該端数の割合に応じてお支払いいたします。

3. 株式併合が効力を生じる日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

4,000,000株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

(注)株式併合により、発行済株式総数は、10分の1に減少することになりますが、純資産額は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、株式併合の割合(10分の1)に応じて、現行定款第6条(発行可能株式総数)に規定されている発行可能株式総数を4,000万株から、400万株に変更するものであります。
- (2) 同じく第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、当社株式の売買の利便性の改善とそれによる流動性の向上を図るため、現行定款第8条(単元株式数)に規定されている当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (3) 現行定款第6条(発行可能株式総数)及び第8条(単元株式数)の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
附則 <新設>	附則 (発行可能株式総数及び単元株式数) <u>第6条及び第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該変更の効力をもって削除する。</u>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	おおひがし ようじ 大東洋治 (昭和21年4月24日生)	昭和45年4月 当社入社 平成9年4月 神戸営業部長 平成12年6月 取締役神戸第一支店長 平成15年6月 常務取締役神戸第一支店長 平成16年2月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 兵庫海運組合理事長	135千株
2	ひらい きよたか 平井清隆 (昭和19年9月16日生)	昭和39年4月 当社入社 平成7年4月 水島支店長 平成9年6月 取締役中国支店長 平成17年4月 常務取締役中国支店長内航事業担当 平成22年4月 常務取締役中国支店長営業副本部長 平成22年10月 専務取締役営業本部長 平成26年10月 安全統括担当（現任） 平成28年6月 代表取締役専務営業本部長（現任）	123千株
3	おおいし おさむ 大石修 (昭和24年2月22日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年4月 東京支店長 平成16年6月 取締役東京支店長 平成19年4月 港運・倉庫・外航事業担当 平成21年4月 取締役大阪支店長 平成24年7月 常務取締役大阪支店長 平成25年4月 常務取締役本社営業部長兼倉庫部長 港運・倉庫事業担当（現任） 平成26年7月 AEO統括管理責任者 平成27年7月 常務取締役大阪支店長（現任） 平成28年6月 AEO総括管理責任者（現任）	69千株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
4	さとう きよし 佐藤 清 (昭和27年7月2日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年4月 姫路支店長 平成18年6月 取締役姫路支店長 平成21年4月 東京支店長兼務 平成25年4月 取締役 内航事業担当(現任) 平成27年6月 常務取締役(現任) 平成28年4月 姫路支店管掌(現任) 平成29年4月 東京支店管掌(現任) (重要な兼職の状況) 七洋船舶管理(株)代表取締役	66千株
5	はしだ みつお 橋田 光夫 (昭和24年11月7日生)	昭和43年4月 三菱倉庫(株) 入社 平成18年7月 長門海運(株) 出向 平成21年6月 長門海運(株) 代表取締役 就任 平成22年3月 三菱倉庫(株) 退職 平成22年4月 長門海運(株) 転籍 平成27年1月 当社入社 外航部長 平成27年6月 常務取締役外航部長(現任) 平成28年4月 東京支店管掌	2千株
6	たなか やすひろ 田中 康博 (昭和29年5月17日生)	昭和54年4月 (株)兵庫相互銀行(現(株)みなと銀行) 入行 平成17年9月 同行退社 平成17年10月 当社入社 財務・管理部財務課長 平成19年4月 財務部長 平成21年6月 取締役財務部長(現任) 平成24年4月 財務管理本部長(現任)	16千株
7	あづみ たくや 安積 拓也 (昭和35年7月12日生)	昭和58年4月 当社入社 平成20年4月 管理部長兼内部監査室長 平成25年6月 取締役管理部長兼内部監査室長 平成28年4月 取締役管理部長兼内部監査室管掌(現任)	29千株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

《株主総会会場ご案内図》

会場 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 10階



交通 市営地下鉄西神・山手線「県庁前駅」下車すぐ
JR西日本「元町駅」・阪神「元町駅」下車徒歩約10分